

岩手県告示第365号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年4月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成22年3月3日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 小滝建築
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸市浄法寺町飛鳥谷地11番地
 - ウ 代表者の氏名 小滝久夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第8933号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年3月3日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成22年3月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 小松建築事務所株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市赤崎町字永浜27番地
 - ウ 代表者の氏名 小松信夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第8267号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年3月8日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成22年3月10日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 久慈貨物運送合資会社
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手県久慈市湊町第19地割20番地5
 - ウ 代表者の氏名 鹿糠光雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第140019号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年3月9日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成22年3月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社小松建業
 - イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市高田町字飯森場2番地
 - ウ 代表者の氏名 小松兵一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第8202号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成22年3月12日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成22年3月15日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社小松建業

イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市高田町字飯森場2番地

ウ 代表者の氏名 小松兵一

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-17)第8202号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成22年3月12日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成22年3月19日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 小向建築

イ 主たる営業所の所在地 岩手県久慈市湊町20地割56番地2

ウ 代表者の氏名 小向清喜

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第7836号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成22年3月18日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成22年3月23日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 盛電工

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市浅岸字二ツ森11番地4

ウ 代表者の氏名 吉田一也

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第6065号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成22年3月19日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成22年3月23日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 女鹿建築興業

イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町日詰字朝日田214番地2

ウ 代表者の氏名 女鹿隆一

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第7537号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成22年3月23日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成22年3月25日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社花立空調

イ 主たる営業所の所在地 西磐井郡平泉町平泉字花立124番地

ウ 代表者の氏名 鈴木勉

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第8405号

(3) 処分の内容 水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成22年3月25日付けで水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成22年3月25日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 三陸技建

イ 主たる営業所の所在地 宮古市長沢9地割71番地3

ウ 代表者の氏名 吉田辰男

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-20）第120074号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年3月8日付けで土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。